

自由と人権 通信



liberty&human rights NEWS

NO.66 (2026.3.10)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

「自由と人権」HP

目次

- ① 中野重治「はたきを贈る」 P1
- ② アメリカとイスラエルの蛮行を強く糾弾する！ P2
- ③ 控訴審判決、報告と見解（上告の理由） P2～3
- ④ 「平和市民のつどい」今年に入ってからの動き P4
- ⑤ 「東京アプリ生活応援事業」批判 P5～6
- ⑥ 改めて、命名権を問う P6～7
- ⑦ 【本の紹介コーナー】『マルティン・ニーメラー』 P7～9
- ⑧ 「市民アーカイブ多摩」について・案内・後記 P9～10



ご自由に
お持ちください

はたきを贈る

中野重治

大学前の一軒の店さきに吊^{つる}してあつたのだ

金五銭だったのだ

襟にさすわけにもいかなんだ

腰にさすのもはばかられた

おれはその白いふさふさを

通りにいる子供の顔にさしつけてやつた

そしてくるくるとまわしてやつた

すると白いふさふさのあいだで

まるめた眼や細めた眼やのたくさん笑いが花咲いた

ある笑いのごときはよろこびに揺られて逃げて行つた

君は知つていよう

東京というところは兇悪な都会だ

その兇悪さは 影のように忍びこんでくる煤^{すす}やほこりに映じている

それに君は毎日 君の生活を あれらの判任官^{はんにんかん}どものあいだですり入

らしている

そしてそのために君の言葉は粗^{あら}くなつてくるのだ

見たまえ

これは繊維^{こま}の濃^こかな哀しい日本紙の手ざわりだ

そしてこれには無邪^{むじや}な少年の笑いの祝福が匂^{にお}っている

美しい日曜の朝に君の部屋の掃除をして

この清浄な白いふさふさでもって

君は君の書物や机のあたりを払いたまえ

君の心にふりかかってくる煤^{すす}とほこりを払いたまえ

そしてしとやかな言葉づかいで静かな半日をやすみたまえ

—誰がテロリストであり、誰が「法による支配」の破壊者か！— アメリカとイスラエルの蛮行を強く糾弾する！

2026年2月28日、アメリカとイスラエルがイランに対する軍事攻撃に踏み出した。昨年6月にもイランに対し一方的な武力攻撃を仕掛け、「イランの主要な核濃縮施設は、完全かつ徹底的に抹消された」と発表したばかりである。それが事実だとすれば、攻撃の根拠などなくなっているはずであるが、今回は体制転覆を狙っていることをあからさまにしている。

トランプ大統領はイラン国民に対し「我々（の攻撃）が終わった時、政権を奪い取れ」と現体制の転覆をそそのかしている。

他国に対する一方的な軍事攻撃は国際法上許されることではないし、一国の政治体制を決めるのはその国の国民だけである。軍事侵略者がとやかく言うべきことではない。たとえその国の民主的なシステムに欠陥があったとしても、これを改善させるのは国連などによる勧告や交渉によるべきである。

2003年のアメリカのブッシュ（息子）政権によるイラク軍事侵略（ほかにイギリス・オーストラリア等が参戦、日本の自衛隊も有志連合の一員として作戦に参加している。）の時も、大量破壊兵器の保有を口実にしていた。しかし結果的には大量破壊兵器は見つからなかった。そのような前科、前歴のあるアメリカによる軍事攻撃である。トランプ大統領はイランの核疑惑を口実に攻撃したが、その根拠も危うい。そもそもアメリカは世界最大の核保有国だ。道義的にもイランを非難する資格はない。

イランの核疑惑に根拠があるならば、国連の場での協議と交渉に委ねるべきであり、武力に物を言わせて一方的に攻撃するなど国際秩序への挑戦に他ならない。

トランプ大統領は国際的な非難に対し、「私には国際法は必要ない」とうそぶいている。国連安全保障理事会の決議や、米議会の承認も、米国民への十分な説明もなされてはいないようだ。

今年の1月には、アメリカはベネズエラに対して攻撃を仕掛けている。その時には、マドゥロ大統領を違法にも拉致している。そしてまた今回のような国際法無視の蛮行だ。いったい、誰がテロリストであり、誰が「法による支配」の破壊者であるかは明白だ。トランプのような人物にとって「法による支配」も「自由」も、所詮は自己利益を獲得するための口実に過ぎない。そのような者に世界最大の武力を与えてはならない。

この期に及んでも、日本の高市極右政権はアメリカを非難するそぶりさえ見せないばかりか、反対にイランを批判する始末だ。侵略者アメリカを非難しないということは、自らも同列にあるということを示している。情けない限りだ。

被爆国であり、平和憲法を持つ日本は、国際法上の規範を厳守し、アメリカ、トランプ政権の誤りを直ちに糾弾せねばならない。



控訴審判決、報告と見解（上告の理由）

不当判決

2026年2月19日、東京高裁第8民事部裁判長 門田知昌、裁判官 大野晃宏・水倉義貴は、東大和市を被控訴人とする「音声データ消去事件（令和7年（ネ）第4528号 損害賠償請求控訴事件）」につき、棄却とする不当判決を言い渡した。その内容は別掲の通りであり、その骨子は以下の通りである。

※控訴審判決は[こちら](#)か、自由と人権 HP の「」からご覧ください。

音声データ消去事件—控訴審以降



判決文「第 3 当裁判所の判断」(実質 1 頁半にも満たない)によれば、本件音声データは東大和市文書管理規則第 2 条 8 号の資料文書等にあたるということを前提にしたうえで、同規則 32 条に従い陳述記録の作成後、これを消去したことは違法とはいえないとしている。

控訴人が指摘した地方公共団体の文書管理を定めた書管理規則第 34 条は努力義務にすぎないこと、また行政文書の整理を定めた同法第 5 条 1 項の委任を受けた公文書等の管理に関する法律施行令第 8 条 2 項 3 号で行政機関の長が保存期間を定めると規定されていることに照らせば、同規則第 2 条 8 号の資料文書等の規定文書管理法第 31 条に違反するとはいえない、としている。

控訴人はこれを不服として、即刻上告手続きを行いました。

上告の理由

1、判例違反

判決文にあるように、確かに文書管理法第 34 条は地方自治体の文書管理に関する努力義務を定めたものであって、直接の義務を定めた規定ではない。しかしもし本当にその主旨を読み取ろうとするならば、「照らす」べきは公文書等の管理に関する法律施行令第 8 条 2 項 3 号ではなく、以下の判例である。

①2004 年 11 月 18 日 最高裁判所第一小法廷判決 (甲 10 号証)

本最高裁判決により (本件上告人の求めていた公開は認められなかったものの)、音声データの公文書該当性は確定している。

②東京高等裁判所令和 6 年 4 月 24 日判決 (甲 11 号証)

本高裁判決では、当該音声データは開示されるべき公文書であると認めており、被控訴人の川崎市教育委員会が上告しなかったことにより確定判決となっている。

これらの判決を一切顧みようとしない控訴審判決の姿勢は、原判決と同様であり、判例違反であることは明白である。

2、憲法違反

①憲法第 21 条 (表現の自由) 違反

2024 年 8 月 21 日午後 6 時 30 分から開かれた東大和市「令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会」(以下「審査会」とする)における同市情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条に基づく上告人の口頭意見陳述内容を記録した音声データを、東大和市文書管理規則 (以下「同規則」と略す) 第 2 条 8 号の「資料文書等」として、保存期間も定めず、文書起こしした後に直ちに消去したことは、文書化された記録と当該音声データの内容が逐一同じであることを確かめる手段を奪われたことであり、結果的に上告人の表現行為の毀損となる。このような行為ならびに、これに法的な裏付けを与える同規則第 2 条 8 号の定めは、憲法第 21 条の表現の自由に反する。

②第 32 条 (裁判を受ける権利)・第 82 条 (裁判公開の原則) 違反

2025 年 3 月 27 日、東京地裁立川支部民事第 3 部での結審の日、裁判官 大野博隆は「(判決日には) おいでいただかなくても結構です」と述べた。これはたとえ善意から出た言葉であるとしても、憲法の公開原則に直接抵触する行為であり、軽々しく考えてよい問題ではない。

日本国憲法は第 82 条で「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と、裁判公開の原則を定めている。また、憲法第 32 条では「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」として、裁判を受ける権利について定めている。

裁判官が法廷の場でこのような発言をすることは、裁判官自身が持つ (たとえそれが事実とはそぐわないとしても) 社会的権威や強制力から、当事者の裁判を受ける権利、及び当事者・傍聴人から裁判の公開性を奪うことを招来することになる。この原因は当事者や傍聴人の責任ではなく、ひとえに法廷を支配する裁判官の責に負われねばならないものである。裁判官はそのような重大な使命をもって法廷に臨まねばならず、軽々しくそのような言葉を発するべきものではない。その結果として憲法第 32 条、及び 82 条に抵触する行為となるからである。

すなわち、上記発言は判事としての適性を疑わせるものであり、最高裁での厳正な審査を求めるところである。



—市民との会話も参加も拒否し、なにが「平和市民のつどい」か！— 「平和市民のつどい」今年に入ってからの動き

企画段階からの市民参加を求めた要望書に対する市長回答を、市民 4 団体（サンホセの会/東大和・戦災変電所を保存する会/東大和 9 条の会/自由と人権）で検討した結果、回答内容は団体として到底納得できるようなものではありませんでした（その詳細はサンホセの会 HP「平和市民のつどい」の「2026年平和市民のつどいに向けて」をご参照ください）。そのため、今年 2 月 8 日、市長（もしくは市長権限を代行する者）と「つどい」運営担当者との面談を依頼する文書を再度市長に提出しました。

その回答は、（またしても）こちらが要求していた締め切り日（2 月中）を過ぎた 3 月 5 日に届きました。要望書の中にも、くれぐれも昨年 10 月の要望書に対する期限切れを繰り返さないようにとくぎを刺しておいたにもかかわらず、です。

期限切れ回答はこれで連続 2 度目であり、わたしたちの要望に真摯に向き合っていないことを事実として示したものといたします。同時にこの件に関する判断が、市長の独断で進められていることの証左です。面談要望書と市長回答は、以下のリンクか、サンホセの会 HP の「平和市民のつどい」のページからご確認ください。

※260206 [面談要望書](#)・2603024 [市長回答](#)

[平和市民のつどい](#)



その回答内容も、市としては市民を企画段階から関わらせるつもりはなく、市が独断で進めていくというもの。面談も拒否するとの「ゼロ回答」で、全く誠意に欠けるものでした。「平和市民のつどい」と銘打ちながら、実態は市民の関りは薄く、重要な事項はすべて市長の独断で進められているという印象です。

2024 年からの市長の独断について列挙すれば、以下のようなものが思い当たります。

- ① コスタリカ大使との招請、平和のメッセージの依頼を行わないとしたこと
- ② 「つどい」の式典を体育管内開催としたこと
- ③ その際、サンホセの会のチラシ配置を拒否したこと
- ④ 2024 年の「つどい」から熱中症を理由に式典の体育館内開催をしたこと（これは 2025 年も同様）

いっぽう、昨年からの市民団体コーナーは日中から屋外で準備、実施をしましたが、それでも支障はありませんでした。

- ⑤ 市民団体の企画段階からの参加を拒否したこと。

などです。

昨年から設けられた「市民団体コーナー」を来年も設けるようなので、その場を実質的な「つどい」としていき意気込みで取り組み、批判は批判として継続して行っていかなければなりません。



「東京アプリ生活応援事業」批判 —公共事業の体を成さない差別的制度—

東京都が本日（2 月 2 日から実施している、11,000 円分のポイントが付与される「東京アプリ生活応援事業」は公共性、公平性の観点から大きな問題がある。前号の「自由と人権通信 NO.65」でも触れたことだが、再度その問題点を取り上げる。その概要については前号でも説明したので、ここでは「広報東京都 2026 年 3 月号」から同事業に関するお知らせについて貼り付けておくので、そちらを参照してほしい（次頁）。

「東京アプリ生活応援事業」は東京都が行う公共事業である。その目的には「東京アプリの更なる普及促進、昨今の物価高騰における都民の応援」（要約）とある。そうであるならば、全ての都民が対象にならねばならない。しかし実際にはそうになってはいない。次のような条件をクリアしないと、その支給は受けられない。

- ① 15 歳以上の住民登録している都民

②マイナカードを取得した者

③指定の機能付きスマホで東京アプリをダウンロードして登録した者

つまり、15歳以上の都民で、マイナカードを取得し、指定スマホを持っている者、ということになる。スマホも持てない貧乏人や、マイナカード反対のへそ曲がりや、15歳未満の子どもを扶養する生活困窮者はその対象ではないという、恐るべき差別的な制度なのである。元はといえば、給付資金の出所はわれわれが納めた税金なのである。これは「恵んでもらう」ものではなく、「返してもらう」ものなのだ。

前号でも指摘したが、15歳以上の者だけを対象にしていることにまず疑義がある。15歳に満たない者は支給の対象とはならないということだ。「昨今の物価高騰」の影響を受けているのは年齢に関係ない。むしろ15歳に満たない子どもたちを扶養している家庭ほど、その困窮度は高いはずだ。そのような人たちこそむしろ手厚く補助すべきであるのに、支給対象を15歳以上の者に限っている。

他の事業（018 サポート※月額 5,000 円の支給。しかも14歳以下の子どものみについては手続き不要で、初回のみ11,000円の支給がある。）とのバランスという配慮もあるようだが、事業の目的（生活支援事業と未成年者の成長支援事業）が異なるのだから、「給付一般」に還元してバランスをとること自体がおかしい。こんなことを認めていたら「生活保護を受けているものは対象外」などと言い出しかねない。15歳以下の子どもを扶養している世帯主には、その分を加算して生活支援を行うのがスジというものだろう。

さらに、任意取得であるはずのマイナカードを所持していることが給付の前提となっている。公共事業である生活支援にマイナカードを必須にするということは、事実上のマイナカード取得の強制である。またスマホを持っていることを前提としているが、これも公共性に反する。しかも一定以上の機能付きスマホでなければならない。

この事業には、代替措置としての書類による手続きや、現金支給という手段さえない（都の関係者は、今後検討する予定はないと言う）。このような事業を「公共事業」と呼ぶことはできない。違法性さえ疑われる事案である。つまり「東京アプリ生活応援事業」の仕組み・実施方法に根本的な問題があるということだ。

このようなアプリによるポイント付与方式を残したままでも良いから、事務手続きによる現金支給を前提におけば、初めから何の問題もなかったのだ。そうすれば、前者を便利と考える都民はアプリ経由のポイント給付にするだろうし、スマホやマイナカードのない人は役所に行って手続きをするということも可能になる。もちろん15歳未満の子どもを扶養している人は、保護者がこれを代行して手続きすればよい。こうすれば一人も取り残さない公共事業としての形が整う。それを放棄している東京都は、公共団体としてなすべき義務を果たしていないことになる。

こんな欠陥制度に対し、都民からごうごうたる非難の声が上がるかと思いきや、意外と平穏なのである。都民が餓いならされてしまったのか、マイナカードやスマホの普及が思う以上に高いのか、その理由については定かではない。

せめて都内に住む法律家と呼ばれるような人たちが、都民を代表して訴訟を起こすとか、マスコミが都の欠陥制度に批判のキャンペーンを打つとか、何らかの動きがないものかと期待もしているのだが、今のところそのような様子は見られない。

うちで取っている東京新聞の投稿に2度ほどこの件に関する投稿があった（2月19日・3月3日）。しかしどちらもこれを「いじめ」と受け取るような認識や、都に是正を「お願いする」レベルで留まっている。もっと怒れよ!、と言いたくなった。

その東京新聞にしても「東京アプリ 生活応援事業」を批判するキャンペーンを打ったことは（知る限りでは）ない。「東京」を冠し、「東京」を代表する新聞社であるのだから、このような投稿を掲載してお茶を濁すのではなく、なぜもっと決然とした対尾が取れないのかと思う。社会の木鐸としてこれを批判する記事を書かないのであれば、「共犯者」と見られても仕方がないだろう。



「BOOKOFF 東大和市中央図書館」 —改めて、命名権を問う—

なんなんだこれは、「ブックオフが作った東大和の中央図書館」のようではないか！

東大和市は「ブックオフ」と 2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間の契約で施設命名権の協定を締結したという。そしてこれを向日年間「愛称」として使用することを決定したという。

図書館名は、正式には「東大和市立中央図書館」である。「愛称」からは「立」が消えているのだ。

「東やまと市報 No.1385」より



これまでも体育館やプール・グラウンド・野球場など民間企業名を頭につけた施設名を採用してきたが、図書館と「古本屋」とではあまりにも親和性がありすぎて、逆に異様だ。

ブックオフにしてみれば、年間 100 万円で広告効果が得られるのだからメリットは大きいだろう。しかし市にとって、公共施設である図書館の名前を 100 万円という「はした金」で売ってまで財源を確保する意味がどれほどあるのか疑問だ。

断っておくが、もちろん金額の多寡の問題ではない。市は「書館内の業務に影響はありません」と言っているが、どうなるかわかったものではない。市内にある 2 つの地区図書館はすでに運営を私企業に委託されている。

本邦の警句には「名をこそ惜しめ」というものがある。「恥をさらし、誇りを失ってまで生きること」を戒めたものだ。「名」の意味するところは「名前」そのものではなく、「名誉」のことではある。しかし名前は、一人ひとりの人格とともに尊重されなければならないもので、「名誉」や「^{ほまれ}譽」にも通じるものである。

以前から問題にしてきたが、公益団体である市、並びに関連施設が、特定企業の宣伝をすることは公平性・平等性の面から違法性が問われる。市役所内での企業広告や、体育館・プールなどの命名権も同じだが、とりわけ図書館と「古本屋」の関係は、文化に関することであり、冒頭に書いたように違和感がありすぎる。

東大和市出身のライターであり、昨年には中央図書館で講演会を行った武田砂鉄氏がこの件を知って「動揺した」と言っているのはそういうことだろう。以下の「武田砂鉄のプレ金ナイト」で（5 分あたりから）聞くことができる。※右の QR コード参照。

武田砂鉄プレ金ナイト



東大和市立中央図書館は、本市の文化財に指定されている「戦災変電所」（旧日立航空機立川工場変電所）とともに、東大和市の中でも指折りの「建築物」である。同図書館は、過去に 3 度（1986 年・1989 年・2010 年）も建築関係の賞を受賞している。見かけと内部の構造に接してのみの感想だが、個人的にもいい建物だと思っている（蔵書については、必ずしも充分だとは考えていない）。しかし、管理者による手入れや補

市役所 ☎042-563-2111 (代) 5

4月から中央図書館の愛称が決定
BOOKOFF
東大和市中央図書館

市では、新たな財源を確保し、持続可能な施設運営を行うとともに、施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的に、中央図書館のネーミングライツ・パートナーを募集しました。その結果、令和 8 年 2 月 4 日付けでブックオフコーポレーション株式会社と協定を締結し、ネーミングライツ・パートナーが決定しました。
なお、図書館内の業務に影響はありません。
4月1日から愛称を使用してまいりますので、市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

BOOK-OFF

- ▽パートナー/ブックオフコーポレーション株式会社
- ▽協定期間(愛称使用期間)/令和 8 年 4 月 1 日から
令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)
- ▽命名権料/年額 100 万円 (期間合計 500 万円)

☎ 企画政策課：内線 1421

修・改修が充分に行われていないために、壁面や床の見かけは少しずつ劣化が進み、みすぼらしさが散見される。そのような誇るべき建物に、企業名を冠し「愛称」とするのはかなり抵抗感がある。もっとはっきり言えば、「恥ずかしい」。そのように感じている市民も少なくはないはずだ。

いかに財政のためとはいいいながら、誇りある建物のひとつである東大和市立中央図書館に BOOKOFF の名を冠することで「はした金」を得ようとするなどということは、まさに恥ずべきことだ。

これは FB（フェイスブック）に戯言として書いたことだが、そんなに市の財政を思うなら、市長自らの名前に企業名を冠せばいいのだ。命名権を募集して、「カルビー和地」とか「すき家・仁美」とかにしたらいかがか？（誰も応募しないだろうが）。わが身のことならば、絶対にお断りするところだ。

ここまで「名づけの権利」のことを「命名権」としてきたが、横文字では「ネーミングライツ」（市報でも・武田鉄矢氏もこれを使っている）と言うらしい。しかし本質がぼやけてしまいがちになるような気がして、この後もあくまでも「命名権」で通すことにする。

「名づけ」の権利を買うなどということは、なんでもカネにしてしまう「新自由主義」（この呼び名も同じ理由で適切とは考えられない。「強欲資本主義」と呼んでいたのは浜矩子氏だったか、こちらの方がより分かりやすい）ならではのものだ。

もしそのような権利が認められるとしても、それは東大和市長の独断で決めて良いものではなく、市民全体の意思が反映されたものでなくてはならない。「市長は市民から信任を得てその職についているのだから、市長の意思は市民の意思である」とはならないということだ。全権を委任したわけでもなければ、図書館は市長個人の所有物でもない。市民全体のものであり、「名」を売りに出すならば、あまねく市民の意向を聞くべきだろう。独断で決めていいことではない。

命名権に限らず、「平和市民のつどい」式典の体育館内開催、社会教育課（生涯学習課）の教育委員会からの締め出しと縮小、中央公民館解体構想など、新市長（和地仁美）になってから独断専行が目立つ。これを制御する機能を持つ市議会は（一部の議員を除いて）その働きを失っている。いわば「翼賛体制」だ。

もともと、和地市長が議会上がりだからそうになってしまうのか、それとも市民が批判力をなくしているからなのか。おそらくどちらもあるのだろう。議会と行政が「お手手つないで」いるのだから、市民は救われない。



【本の紹介コーナー】

『マルティン・ニーメラー ヒットラーに逆らった牧師』 マシユー・D・ハケネス著／穂田信子 訳（新教出版社）

マルティン・ニーメラーという名を知らない人でも以下の警句は聞いたことがあると思う。「自由と人権通信 NO.65」（前号）の表紙にも掲載した。

ナチスが共産主義者を連れさったとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったから。
彼らが社会民主主義者を牢獄に入れたとき、私は声をあげなかった。社会民主主義者ではなかったから。
彼らが労働組合員らを連れさったとき、私は声をあげなかった。労働組合員ではなかったから。
彼らが私を連れさったとき、私のために声をあげる者は誰一人残っていなかった。

いくぶん控え目な表現だが、ニーメラーにとって内的にはこのような事実があったのだろう。例えば彼は、「『反ユダヤ主義への対応において、（ドイツの）教会は……国に対して何も発言しないという、自身の昔ながらの道徳

的態度に捕らわれている』、それはまさに教会内の反ユダヤ主義に抗議することによって、国家内のそれを暗に許容している」(115頁)とドイツの教会に対し抗議している。

ドイツ帝国の潜水艦(Uボート)の海軍士官であったニーメラーは、1918年11月のドイツ革命によって君主制が民主共和制に変わったことにより、父の勤めるプロテスタント教会の牧師になった。しかしニーメラーの保守的、国家主義的傾向は変わらず、ワイマール共和国への幻滅とともに、牧師という立場から党派に属することはなかったが、ヒットラーの率いるナチ党に投票したこともあると告白している。

そのような彼がなぜヒットラーに逆らうようになったか、また、第二次大戦後にはその保守的心情を引きずりつつも、晩年には徹底した反戦・平和主義者となって世界中を駆け回ることになったのか。それが本書の核心であり、主なテーマである。しかしその詳細については触れない。

この本を読んでそれ以上に関心を持ったのは、ナチが政権を握るまでの1920年代から30年代にかけてのドイツにおける政治情勢や社会動向、並びに敗戦後の西ドイツにおける「再軍備」に関するそれが、全く同じではないとしても、大軍拡を進めている日本のそれと驚くほど似ているという事実だった。また、これらに対するニーメラーの対応も興味深い。

1929年10月にアメリカで起きた大恐慌により、ドイツ経済は急速な失速を見せた。街には失業者が溢れ、社会不安と絶望が広がった。当時は保守的な国家主義者であり、プロテスタント教派の牧師であったニーメラーは、教会での説教の中で、「政治的な」立場をとることを奨励しさえした。ワイマール共和国を成立させた左派による革命に反対の立場をとり、1919年のヴェルサイユ条約の署名にも反感を抱いており、自らのナチ党支持を、牧師として立つ説教壇以外では隠そうとしなかった。

1930年の議会選挙では、共産党は54議席から77議席へ増加した一方、ナチ党はわずか12議席から107議席へと異様な大躍進をした。いっぽう穏健な中道派は壊滅した。

日本でも似たような状況にある。雇用形態も階層化・細分化され、一部大企業を除けば、賃金は低く抑えられている。いっぽう社会保障費は吊り上げられ、物価高は止まらず人々の生活は疲弊し、社会的な安定感が失われている。しかし不満の矛先は富裕層や政治権力に向かわず、身近な弱者に振り向けられる。背景には選挙制度の問題もあるが、先の衆議院選では極右政党のみが圧倒的な議席を占めた。ドイツと同じく「中道派」は壊滅(自滅?)状態になり、ドイツとは反対に左派党派は伸び悩んだ。大軍拡は留まることなく、戦争体制に向けて極右政権は突き進んでいる。

1935年、ナチ党はニュルンベルク法といわれる反ユダヤ主義的「ドイツ人の血と名誉を守るための法律」と市民の権利を制限する「帝国市民法」を成立させた。これに対しニーメラー牧師をはじめとするドイツ・プロテスタントの教会は教会の独立を盾に反対したが、初めに書いたように国家のそれには抵抗しなかった。

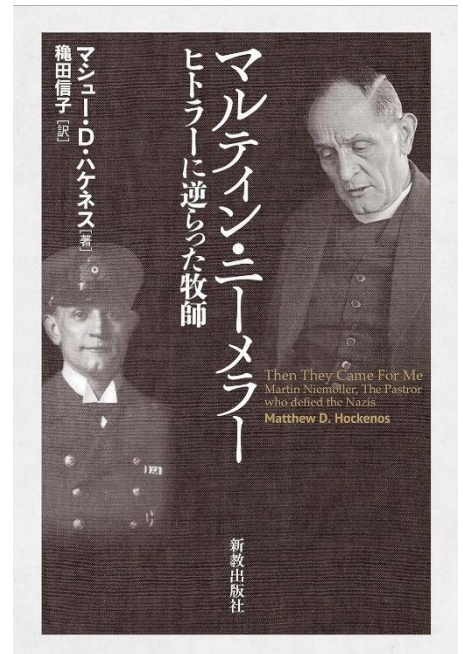
1937年7月、ニーメラーはゲシュタポにより政治的民衆扇動家として逮捕された。裁判では実質的に「無罪放免」だったが、ヒットラーの「私的囚人」として彼は強制収容所に送られた。

そして1945年5月に、危ういところを米軍に保護されることになる。

西ドイツにおける戦後の社会状況も、今日の日本のそれと似ていると言えないこともない。

朝鮮戦争をきっかけにドイツの再軍備の論議は盛んになった。「朝鮮での戦争の激化は、ドイツの再軍備をめぐる議論に及ぼす意味をニーメラーに考えさせた。コンラート・アデナウアー首相と彼の支持者たちが西ドイツの再軍備に向けた取り組みを倍加させていた。それはちょうど共産主義の北朝鮮が韓国を侵略したように、万一、ソ連と東ドイツの同盟軍が侵略してきた場合、自国の防衛に参加できることをめざしていた。」(291頁)

戦後の、アメリカの極東戦略の転換による日本の反動化と軍隊復活が、今日に続く保守政権による軍備拡大の端緒であったとするなら、ロシアによるウクライナ軍事侵攻や中国の軍事的脅威を理由に大軍拡を図る現代日本の極右政権の姿勢も、ある意味戦後西ドイツの再軍備化と思想的には共通する。



彼はプロテスタント主義の立場から、ドイツの分断を固定化することになる再軍備には反対だった。しかしニーメラーは一方で「私は原則的に平和主義者ではないということと、ただ現状ではその問題に戦争（米ソ戦争）に似た方法で解決を図ることは人類に対する罪だと考えていることを明言いたします。」（290頁 カッコ内は引用者）と述べている。彼は、将来的にはともかく、東・西ドイツの内戦に結びつく可能性のある、現状での再軍備に反対していたのである。それでも反共主義の風潮が高まっている米欧西側諸国からは警戒の目をもって見られていた。しかしニーメラーは果敢にも、アメリカでばかりでなく、ソ連での講演を続けた。

ニーメラーは、1954年8月の世界宗教者協議会第2回総会で、「新約聖書の中にわたしは、暴力を使う勧めをひとつとして見だせません」と話し、「1954年には、核科学者ハーンとの会話を通じて、自分は、戦争は良いか悪いか、正義か不正義かという問題ではないと悟った。戦争とは狂気でしかない、と。」（いずれも301頁）と語る。ニーメラーが軍国主義を捨て去った瞬間であった（※反対の声が強かったものの、西ドイツの再軍備は1954年10月のパリ協定で認められた）。

その後のニーメラーは、非武装・反核運動に参加し、平和主義、反植民地主義、反民族差別まで視野に入れた幅広い運動に携わった。

世界中で大軍拡が進み、力による支配がはびこる現在、ニーメラーの思想と行動は現在でもその価値を失わない。

「市民アーカイブ多摩」について



- ・2020年創刊、年12回発行、約250部、A4判、8～12頁、無料配布(PDF送付も)
- ・E-mail : eno-takanosu1737@bbm-ajp (榎本)
- ・当館所蔵：2号(2021年)～▽63号(2025年12月)＝ケーテ・コルヴィッツ、台湾有事は日本の危機ではない、音声データ消去事件控訴審、市民平和のつどいに向けて他

市民アーカイブ多摩が所蔵する、会報・通信(ミニコミ)を、発行者の方に紹介していただきます。

自由と人権通信

2020年2月、市制50周年を期して、東大和市議会に「東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)」が提出されました。子どもたちに対してどのような政策を行い、どのように子どもの権利を守っていくのかについて、市としての言及は一切ありません。「すすんであいさつをする」「約束やルールを守る」「ごみのない東大和にする」など子ども向けの約束ごとばかり。大人の側には「誠実・勇気・寄り添い」といった精神的な言葉の羅列です。いったい何のための「憲章」なのでしょう。これではむしろ無い方がマシであり、まるで「教育勅語」のようだと、厳しい見方をする人もいました。わたしたちは、同憲章制定が基本的な人権をないがしろにする

るものであるとの認識に立ち、その制定を見直すよう求める陳情を、賛同者62名と共に東大和市議会に提出しました。ところが市議会では、通常の審査とは異なり、市長提出の同憲章案を先行審議、採決してしまい、わたしたちの提出した陳情を「議長預かり」として市議会に上程しないという、あるまじき対応で臨みまし。ちなみに同憲章案は、市議全体の1/3以上が反対する中で採択でした。

わたしたちは市議会議長に面談を要求し、釈明を求めました。しかし納得できるような答弁は得られず、わたしは東大和市長に対し損害賠償を求める訴えを起しました。「自由と人権通信」はこの裁判の帰趨を伝えようと、2020年12月17日、市民向けに独自に発行し始めたものです。

現在ではだいたい250部ほど刷って、市内の公共施設や店舗への配置、集会などでの手渡しで広めています。限られた仲間にはいるものの、会則や会費などはなく、時々で集まってくださる方々すべてがメンバーである

通信の内容は個人的な興味関心をもとに書いています。本の紹介や時事問題なども載せません。時には他の方に執筆を依頼(原稿料なし)して記事にする場合もあります。実態としては「個人通信」のようなものです。特徴といえるほどのものではありませんが、発行当初から、第一面に心動かされた詩や画を載せ続けています。このような体裁は、村田栄一(故人)という小学校の先生が出していた「ガリバー」「このゆびとまれ」という学級通信から影響を受けたものです。

(榎本 清)

市民アーカイブ多摩 リニューアル募金

募金期間：2026年3月～2028年3月

第1期(2026.3～2027.3)目標500万円
第2期(2027.4～2028.3)目標500万円

振込先：ゆうちょ銀行
振替口座 00120-9-729226
口座名：市民アーカイブ
※他銀行から 〇一九(ゼロイチキョウ)店(019)
当座 0729226
1口：1000円～

「ネットワーク・市民アーカイブ」が発行している「アーカイブ通信 No.36」の「ミニコミ紹介」で「自由と人権通信」が取り上げられました（前頁の記事）。手作りの通信を毎号（数部づつまとめて）お送りしており、「市民アーカイブ多摩」に NO.65 まで保存されています。

この活動の前身は、もともと東京都多摩図書館（立川市）で多摩のミニコミを収集し所蔵するという事業を行っていた（ぼくも、図書館に行ったついでに覗いてみた記憶があります）ものですが、石原都政になったときに（財政上の理由から？）切り捨てられました。社会教育活動は美濃部革新都政の時に大きく発展したのですが、そのことへの石原の反発もあったのかもしれませんが。見兼ねた市民有志がこれを引き継ぎ、市民の自主的な活動として継続してきたものが、今の「ネットワーク・市民アーカイブ」となっています（以上はぼくの記憶によるもので、誤りもあるかもしれません）。

「ネットワーク・市民アーカイブ」は、多摩地区で市民活動に携わっている者なら知らない人は少ないと思いますが、一般的にはそれほど知られた存在ではありません。その市民アーカイブ多摩が、このたび規模を拡大してリニューアルオープンすることになり、募金活動と呼びかけています。上にその要綱を貼り付けておきます。

なお、詳しくは市民アーカイブ多摩に電話（042-396-2430）してお聞きください。リニューアルのことが詳しく書いてある「アーカイブ通信 No.36」も送ってけるとおもいます。



【後記】書きたいことが山ほどある。小池都知事の東京アプリ生活応援事業については怒りと不満が絶えず、2号連続して書いてしまった。極右高市政権のスパイ防止法や国旗毀損罪制定の企みといった超反動的な政策、加えて東大和市長の勝手放題の命名権契約締結だ。「沸点」が低いということは決して褒められたことではない。自らをなだめる意味もあって似顔絵に取り組んだ。似てるとは言えないけれど、おのれの「心の暴走」を抑えるくらいの効果はあったかもしれない。

サンホセの会 4月定例会

【日時】 4月19日（日）
午後1時30分～3時30分

【場所】 中央公民館 202学習室

【テーマ】 詳しくは追って連絡します。

※オンライン参加希望の方は4月17日（金）までにご連絡ください。



4/18「大地の砦」上映会

映画「大地の砦」

1978年の反原発運動、以来、一貫して反原発闘争を記録してきた反原発闘争作家、1969年からの反原発闘争から1977年秋の米軍・立川基地全面撤去闘争までの9年間の反原発闘争を記録した作品。
(16×9) (収録にDVDを使用します)

1978年製作/170分
監督 豊紀市
語り手 原田芳雄

★長時間映画のため途中で休憩を入れる予定です。

4月18日(土) 午後1時15分開場
上映開始午後1時35分予定(4時35分頃終了)

★原紀市さん(故人)は元々若い頃は俳優志望で、実際に演技などで出た作品もいくつかある。けれどこの内容の作品の中にも出た部分がある。俳優時代の縁で、「大地の砦」のナレーションは原田芳雄という有名な俳優がやっている。
★準備を進めて事業の記録を録いた後は、それを食い住にしながら原田の記録映像を撮影した。事業が記録院の言うことで作家の松下竜一さん思い起こす人がいるからしない。この上映会は減多にない機会なので是非とも参加してほしいと思ふ。(三多摩労争連 大副)

★資料代500円
会場 立川市女性総合センターアイム第3学習室(ビル5階) 裏面に地図
★車中乗降/着式線/着席線/五日市線 立川駅北口から徒歩5分
★多摩都市モレール
立川駅南側駅前記念公園方面 出口から徒歩5分

主催 三多摩労争連闘争連絡会議 共催 市民のひろば・美濃の会
連絡先 〒190-0012 立川市曙町3丁目19-1 3-1 0 4 三合労資付付
TEL. 042-526-0061 大副 uikoo@quakepbk.or.jp

◆多摩地区で活動している団体（三多摩労組争議団連絡会議：主催・「市民のひろば・憲法の会：共催）」が興味深い映画会を開催する。
立川基地撤去闘争を記録した「大地の砦」（1978年製作/170分 監督：豊紀市 語り手：原田芳雄）だ。案内には「★減多に見られない映画の上映会です。もはやDVDを購入する方法もありません。自主上映会以外では見ることができないので、是非ともこの機会に参加して下さい。」とある。

日時：4月18日（土）
午後1時15分開場
会場：立川市女性総合センター
アイム第3学習室（ビル5階）
資料代：500円
問い合わせ：042-526-0061



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。